（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位等）

**第二十八条の十**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　事業主がその使用する船員の過半数で組織する労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を前項に規定する半日とみなすことができる。この場合において、同号に掲げる時間数の合計数は、一日の所定労働時間数を下回らないものとする。

一　（略）

二　介護休暇の取得の単位となる始業の時刻から連続し、及び終業の時刻まで連続する時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

（削る）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める就業に関する条件に係る船員の意向を確認する方法）

**第二十九条の十六**　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により、船員に対して、次条に定める就業に関する条件に係る当該船員の意向を確認する場合について準用する。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める就業に関する条件）

**第二十九条の十七**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める就業に関する条件は、次のとおりとする。

一　始業及び終業の時刻

二　就業の場所

三　育児休業に関する制度、子の看護等休暇に関する制度、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置、同項第一号の陸上勤務の措置又は同項第二号の短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置その他子の養育に関する制度又は措置の利用期間

四　その他職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業に関する条件

（法第二十一条第四項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

**第二十九条の十八**　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の規定により、船員に対して、第二十九条の二十に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第四項の国土交通省令で定める制度又は措置）

**第二十九条の十九**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の国土交通省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等）

**第二十八条の十**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　（略）

二　介護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　介護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（新設）

（新設）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

**第二十九条の十六**　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により、船員に対して、第二十九条の十八に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める制度又は措置）

**第二十九条の十七**　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～三　（略）